

学 則

学校法人 滋慶学園

各種学校 東洋言語学院

各種学校 東洋言語学院 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、高等教育機関及び産業界等に優秀な人材を数多く輩出することで国際社会に貢献することを教育の目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、東洋言語学院という。

(位 置)

第3条 本校の主たる校舎を東京都江戸川区西葛西七丁目6番3号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、修業期間、収容定員及び休業日

(課程、修業期間、収容定員)

第5条 本校の課程、修業期間、目標とする日本語能力、収容定員、クラス数及び授業科目は、次の表のとおりとする。

昼間部	課程名	修業期間	日本語能力	収容定員	クラス数	授業科目	備考
1部 9:10 ～ 12:25	留学2年課程	2年	C1	100	5	コンピテンシー / キャリアパス	4月生
	留学1年9ヶ月課程	1年9ヶ月	B2	60	3		7月生
	留学1年6ヶ月課程	1年6ヶ月	B2	80	4		10月生
	留学1年3ヶ月課程	1年3ヶ月	B1	40	2		1月生
	留学1年課程	1年	B1	60	3		4月生
	小計				340	17	
2部 13:10 ～ 16:25	留学2年課程	2年	C1	100	5	コンピテンシー / キャリアパス	4月生
	留学1年9ヶ月課程	1年9ヶ月	B2	80	4		7月生
	留学1年6ヶ月課程	1年6ヶ月	B2	80	4		10月生
	留学1年3ヶ月課程	1年3ヶ月	B1	40	2		1月生
	留学1年課程	1年	B1	60	3		4月生
	小計				360	18	
計				700	35		

(課程の始終期)

第6条 本校の各課程は4月、7月、10月又は1月に始まり、3月に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から6月30日まで

第2学期 7月1日から9月30日まで

第3学期 10月1日から12月31日まで

第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業 8月13日から8月15日まで

(4) 冬季休業 12月28日から1月5日まで

(5) 創立記念日 6月17日

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前号に関わらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2 本校の授業時数は年760時間以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、20時間をもって1単位とする。

2 授業科目の換算は、1時限の授業(90分)の履修を2時間として計算するものとする。

(修了の認定、学習の評価)

第10条 学校長は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価し、該当科目の修了の認定を行う。評価はA・B・C・D・Eで行い、C以上で合格とする。

(始業及び終業の時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼夜別	課程	始業時刻	終業時刻
昼間部	第1部	9時10分	12時25分
	第2部	13時10分	16時25分

(教職員組織)

第12条 本校に次の職員をおく。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教務部長 1名
- (3) 日本語教員 35名以上 内本務等教員 18名以上
- (4) 事務統括責任者 1名
- (5) 事務職員（事務統括責任者を除く） 2名以上
- (6) 学校医 1名
- (7) 生活指導担当者 4名以上

2 学校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教員会議)

第13条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は教務部長が主宰する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 外国において12年間の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む）に合格した者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

2 本校の入学選考は面接試験及び書類選考により行う。それぞれの内容については別に定める。

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は毎年4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他必要書類を提出し、入学選考料を添えて出願しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者について、出入国在留管理庁に「在留資格認定証明書」の交付申請を行う。
- (3) 合格者は入学金・授業料・維持費を支払い、「在留資格認定証明書」を受領後、入学手続きをとらなければならない。

(再入学及び転入学)

第17条 本校に再入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学、編入学または転入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により再入学又は転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

(休学・復学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合はその事由を記載した所定の書類及び医師の診断書を提出して、学校長の許可を受けなければならない。ただし、在留資格の保持に関しては、出入国在留管理庁の指導の下、判断する。

- 2 休学理由が消滅した場合及び休学期間が終了した場合は、学校長の許可を受けて復学することができる。

(課程変更)

第19条 学期の途中における課程変更は、これを認めない。ただし、学期終了後については欠員がある場合に限り許可することができる。

- 2 前項の規定により課程変更を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

(退学)

第20条 退学をしようとする者は、その理由を記載した所定の書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第21条 本校所定の課程を修了し、入学から卒業までの出席時間数が第8条に定める時間数の10分の8以上の者には卒業証書を授与する。

第5章 賞 罰

(褒賞)

第22条 人物学力等が優れていて他の者の模範となる者に、褒賞を与えることができる。

- 2 褒賞に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第23条 学校長は、学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 性行不良であって、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第6章 入学金、授業料、その他

(学費)

第24条 本校の入学金、授業料等の学費は次のとおりとする。

(1) 学費(昼間部) (単位:円)

昼間部	入学金	維持費	授業料	入学時納入 (半年分)
全課程 (1・2部とも)	100,000	月額 7,000	月額 51,000	448,000
		年額 84,000	年額 612,000	

(2) 入学選考料 (単位:円)

昼間部	選考料
全課程 (1・2部とも)	20,000

(納入及び納入の特例)

第25条 学生がその在籍中は、出席の有無に関わらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を免除することができる。
- 3 寄附金等の徴収は行わない。

(滞 納)

第26条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに学費を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学(除籍処分)を命ずることができる。

(納入金の返還)

第27条 既に納入された入学選考料は返還しない。

- 2 既に納入された授業料等について、在留許可受理後、来日し、授業開始日前に辞退の申し出があった場合は入学金を除いて返還する。以降に返還請求があった場合、返還を求めた時期、理由等諸般の事情を考慮して返還することができる。

(健康診断)

第28条 健康診断は学校保健安全法に基づき、毎年一回実施する。

第7章 附帯教育

(短期課程)

第29条 本校の附帯教育として、短期課程を次のとおり定める。

課程	修業年限	入学定員	学級数	授業時間(半日制)
短期課程	3月	20	1	13:10～16:25

- 2 短期課程の授業科目及び授業時数は、別表2のとおりとする。
- 3 短期課程は、外国において学校教育における9年以上の課程を修了した者が受講することができる。
- 4 短期課程の入学時期及び学年の始終期は次のとおりとする。

入学時期	始期	終期
4月生	4月1日	6月30日
7月生	7月1日	9月30日
10月生	10月1日	12月31日
1月生	1月1日	3月31日

- 5 短期課程の授業料等は次のとおりとする。

入学金	30,000円
授業料	174,000円(3ヶ月分合計)

(実践研修)

第30条 本校の附帯教育として、実践研修を次のとおり定める。

名称	修業年限	定員	授業時間
登録実践研修	2月	20	19:00～20:30(月・金) 9:00～16:25(土)

- 2 実践研修の授業時数は、45時間とする。
- 3 実践研修は、過去の基礎試験に合格した者、あるいは、養成課程を修了した者及び修了する見込みの者が受講することができる。

4 実践研修の入学時期、始末期は、次のとおりとする。

始期	終期
9月1日	10月31日
3月1日	4月30日

5 実践研修の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 20,000 円
- (2) 授業料 85,000 円

(養成課程)

第31条 本校の附帯教育として、養成課程を次のとおり定める。

名称	昼夜別	修業年限	定員	授業時間
登録日本語 教員養成課程	昼間部	5月	20	12:30~15:45 (月~金)
	夜間部	10月	20	19:00~20:30 (火・水・木) 9:30~12:45 (土)

2 養成課程の授業時数は、昼間部、夜間部ともに 375 時間とする。

3 養成課程の入学時期、始末期は、次のとおりとする。

昼夜別	始期	終期
昼間部	4月1日	8月31日
	10月1日	2月28日
夜間部	5月1日	2月28日

4 養成課程の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 20,000 円
- (2) 授業料 440,000 円
- (3) 教材費 20,000 円

第8章 雑則

(施行細則)

第32条 この学則に定めるもののほか、教育上または学校の運営上必要と認められる場合は、学校長がこれを別に定めることができる。

附 則

この学則は、平成 26 年 7 月 1 日より実施する。

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日より実施する。

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

この学則は、平成 31 年 1 月 1 日より実施する。

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

別表 1

留学2年課程

区分	授業科目	授業形態	必・選	1年								2年								授業時数合計		備考	
				4月期		7月期		10月期		1月期		4月期		7月期		10月期		1月期					
				時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位		
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	1248	56		
	キャリアパス	講義	必修	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	288	8		
必修科目授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1536	64		
選択科目授業時数				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
卒業に必要な総授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1536	64		

留学1年9ヵ月課程

区分	授業科目	授業形態	必・選	1年						2年						授業時数合計		備考			
				7月期		10月期		1月期		4月期		7月期		10月期					1月期		
				時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位		時数	単位	
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	1092	49		
	キャリアパス	講義	必修	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	252	7		
必修科目授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1344	56		
選択科目授業時数				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
卒業に必要な総授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1344	56		

留学1年6ヵ月課程

区分	授業科目	授業形態	必・選	1年				2年				授業時数合計		備考		
				10月期		1月期		4月期		7月期					10月期	
				時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位		時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	936	42	
	キャリアパス	講義	必修	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	216	6	
必修科目授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1152	48	
選択科目授業時数				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
卒業に必要な総授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	1152	48	

留学1年3ヵ月課程

区分	授業科目	授業形態	必・選	1年		2年					授業時数合計		備考			
				1月期		4月期		7月期		10月期				1月期		
				時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数		単位	時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7	156	7	156	7	156	7	156	7	780	35	
	キャリアパス	講義	必修	36	1	36	1	36	1	36	1	36	1	180	5	
必修科目授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	960	40	
選択科目授業時数				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
卒業に必要な総授業時数				192	8	192	8	192	8	192	8	192	8	960	40	

留学1年課程

区分	授業科目	授業形態	必・選	1年				授業時数合計		備考		
				4月期		7月期					10月期	
				時数	単位	時数	単位	時数	単位		時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7	156	7	156	7	624	28	
	キャリアパス	講義	必修	36	1	36	1	36	1	144	4	
必修科目授業時数				192	8	192	8	192	8	768	32	
選択科目授業時数				0	0	0	0	0	0	0	0	
卒業に必要な総授業時数				192	8	192	8	192	8	768	32	

別表 2

短期課程(4月生)

区分	授業科目	授業形態	必・選	授業時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7
	キャリアパス	講義	必修	36	1
必修科目授業時数				192	8
選択科目授業時数				0	0
修了に必要な授業時数				192	8

短期課程(7月生)

区分	授業科目	授業形態	必・選	授業時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7
	キャリアパス	講義	必修	36	1
必修科目授業時数				192	8
選択科目授業時数				0	0
修了に必要な授業時数				192	8

短期課程(10月生)

区分	授業科目	授業形態	必・選	授業時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7
	キャリアパス	講義	必修	36	1
必修科目授業時数				192	8
選択科目授業時数				0	0
修了に必要な授業時数				192	8

短期課程(1月生)

区分	授業科目	授業形態	必・選	授業時数	単位
基礎科目	コンピテンシー	講義	必修	156	7
	キャリアパス	講義	必修	36	1
必修科目授業時数				192	8
選択科目授業時数				0	0
修了に必要な授業時数				192	8